

広報 きたつら

北浦村の人口

昭和47年6月末日現在
(単位・戸、人)

世帯数 2,302(2)

総人口 10,740(12)

男 5,235(1)

女 5,505(11)

△は減少

第147号 (発行日) 昭和47年7月25日 (発行人) 北浦村長 勢司 治雄 (印刷所) さんゆう社印刷

山田で古代住居跡を発見

古代史解明に大きな手がかり

七月二十四日、山田地区の山田バイパスぞいに造成を進めている農協事務所建設の整地現場で、縄文後期と見られる古代住居跡を発見しました。(写真は古代住居が発見された農協建設整地現場)



今月の紙面

- | | | | | | | |
|--------|----------|-----------|-----------|------------|-------|--------|
| 12面 | 11面 | 10面 | 9面 | 8面 | 4面 | 2面 |
| みんなの力で | 相続税のあらまし | 防音校舎 近く着工 | 盛りあがった競技会 | 議会一般質問(要旨) | 議会だより | 田園都市事業 |
| | | | | | | 議会だより |

よい社会環境を

住居跡が発見されたのは、山田バイパスぞい高台に造成中の農協事務所の整地現場。この造成を請け負った業者がフルトナーで整地中、表土を削った部分より土器の破へんが出土したため、工事を中止、教育委員会や海老原幸鹿行文化財保護連絡協議会長や村文化財保護委員のみなさんに調査を依頼し発見したものです。

調査の結果、現場付近より縄文中期から後期のタテ穴式住居跡が発見、鹿行地方で最初の古代住居跡で古代史解明に大きな手がかりをつかんだものと見られます。この住居は約一畝の地中に掘込まれたもので、縄文中期と後期の住居跡が二重になっており複合住居跡になっているといふことです。住居跡からは、柱をうめこんだあな、かまど跡のほか、土器や、石おのなど多数が発見されました。

現場は山田バイパスぞいの高台以前からも、土器のかけらが畑から出土され、古代集落等があったものと見られます。

田園都市事業

本年度より着手

成田部落をモデル集落に指定し、準備を進めてきた田園都市建設事業が、いよいよ本年度より着手します。この事業を推進する村田園都市協会の設立総会が、さる六月十日ひらかれ、会則、諸規程など設立に必要な諸事項を議決しました。この協会は田園都市建設事業をはかるほか、この事業を全村に普及する団体ですが、三ヶ年間はモデル集落の事業推進に重点を置いてモデル集落よりの会費、県、市の補助金により基金を設置し、それぞれの事業に補助金を交付します。モデル集落の本年度の事業は、つぎのとおりです。

補助金(三百万円)	北浦村田園都市協会役員・会員
会長理事	勢司 治雄
副会長理事	河野 晴雲
理事	出久根 保
出久根 静	
野原 広	
柏原久三郎	
成田 徳夫	
久米 綱雄	
関 利徳	
出久根政雄	
根本 行道	
男庭 恒和	
野原 伊次	
矢口 孝	
河野 幸男	
成田 四郎	
井川 幸治	
桂木 甫房	
成田 嘉一	

就任のごあいさつ

収入役 根本 行道

さる五月一日 臨時村議会の収入役選任にあたりまして、不肖私みなさまの同意をいただき、六月一日より就任いたしました。ご承知のとおり、浅学非才でありながら、この経験も持たず、このような器でもなければ立場でもなかったのですが、みなさまのおすめによりこの大役をお引き上げ

ます。予算を見ましても一般会計五億四千万円、特別会計一億一千万円の巨額でその行政成果が期待されています。かかる重大な時期に大きな使命を双肩になうことになりまして、その責任、使命の重さを痛感しているところでございます。私もじゅうぶん収入役としての職務権限を理解し、出納執行にあたりましては、村財政あるいは行政にいたるまでの支障も来さないよう誠心誠意努力いたす所存でございます。村民のみなさまのご指導ご協力をお願いいたしまして、あいさつにかえるところでございます。

家庭とは

夫婦も、親子も、兄弟も家族。みんなが、愛情と信頼に結ばれた家庭こそ、幸福の源泉であり、人生のオアシスです。家庭は、わたしたちの生活の基盤で、すべての人が、毎日そこから出てそこに帰り、つかれたからだや、はりつめた心をいやす「いいこの場所」であり、みんなで、気がねなく語りあう「やすらぎの場所」です。この心とからだの「ふるさと」で子どもは知らず知らずのうちに人格が形成されていくところでもあります。

毎月第3日曜日は…… “家庭の日” です

- 「家庭の日」のすすめ方は「家庭の日」には、家族みんなが楽しみ、楽しめよう機会をもつていただきます。そして、すべての家庭がこの日をきっかけとして毎日「家庭の日」になるようにつとめましょう。
- 自分の家庭にあった方法で「家庭の日」をすごすよう、みんなできふうしましょう。
- 第三日曜日に、「家庭の日」がでないときは、都合のよい日をきめて、毎月一回は必ず「家庭の日」を実施しましょう。
- 今月のテーマ 規則正しい生活をしよう
- ねびえに注意し、早寝早起きを励行しよう。
- バランスのとれた栄養を摂ろう。
- 遠まわりでも横断歩道を渡る時は、必ず横断歩道を渡る。
- 他人にめいわくをかけない。
- 学校などが休みになると不規則な生活になりがちです。

家庭の日とは

毎日楽しい家庭であるようにねがって、いつも忙しい仕事に追われ、ともすれば家庭での人間関係がうまくいかず、そこで家族みんなが暖かく心の触れあう機会をもち、明るく楽しい家庭づくりをする日として、毎日第三日曜日を「家庭の日」とします。

議会だより

土地改良

水資源開発などに論議集中

(六月定例会)

村議会第二回定例会は、さる六月十六日から二十一日までの六日間の会期でひらかれました。この村議会は、三月の議員改選後、初めて迎えた定例会で、村税条例や国民健康保険税条例、昭和四十七年度一般会計補正予算など、全部で八件の議案を審議し、うち七件を原案通り可決したほか、一般質問でも活発な意見がかわされました。この議会で決まったことは、つぎのとおりです。

●北浦村議会会議規則の改正 これは、村議会の運営を現実の会議運営にマッチするように改正したものです。内容をみると、動議の成立のために必要な賛成者の数を二人を一人にしたこと、さらにこれまで発言の方法が登壇発言の規定となっていたものを、自席発言にしたこと、さらに議場内禁煙の規定を緩和し、弾力的に運用できるように改正したこと。●村税条例の一部改正 地方税法の一部改正がされたことにより、改正したもので、おもな点は、障害者、未成年者、夫婦の村民税非課税を三十五万円を三十八万円に引上げ軽自動車税の免除手続等の改正であります。



●国民健康保険税条例の一部改正 今回の改正は、地方税法の改正により、昭和四十七年度税率の決定、減税限度額の引下げ等、この補正予算のおもなものは、つぎのとおりです。

●一般会計補正予算 昭和四十七年度一般会計の第一回補正予算で、総額六百五十万円が追加され、これで一般会計予算総額は、五億四千六百八十五万円となります。この補正予算のおもなものは、つぎのとおりです。

一般質問(要旨)

第二回定例会の一般質問は、最終日に行なわれ、水資源開発や土地改良の推進などに論議が集中。その要旨はつぎのとおりです。●村長、議長、議員 横田修平議員 質問 水資源開発は、最終日に行なわれ、水資源開発や土地改良の推進などに論議が集中。その要旨はつぎのとおりです。●村長、議長、議員 横田修平議員 質問 水資源開発は、最終日に行なわれ、水資源開発や土地改良の推進などに論議が集中。その要旨はつぎのとおりです。

であります。

交際費につきましては、総務費に百四十万円と記され、説明で、「村長、議長等交際費」と書かれていますが、不思議なことに、議会費に交際費が計上されていないことであるか、理解に苦しむものであります。このことは、地方自治法によりまして、村長は執行機関であり、議会は議決機関であり、双方は平等であると書かれております。ところが、この議長交際費について、本村の実態をみると、全く平等の立場にあるところか、村長交際費を頭を下げて出しているだけという姿勢であり、口では村長を呼びながら、予算の面においては、隷属の姿だといつても過言ではないといえるのではないのでしょうか。

このような、むじゅんを感じておりますが、当局はどういうお考えなのか、見解をおうかがいいたします。私は、すでに議決された予算でありますから、これについてうんぬんするものではありませんが、議会費の中へ議長交際費を計上していただきたい、と主張するものであります。議長と村長の交際費と同額にしろというものではあります。村長の職責を考えると同額にしろという考えは毛頭ありませんが、法の下に村長である議会の議長について、当然交際費は計上すべきと考えるのであります。来年度において、村長と議長の交際費について、分離する考えがあるかどうか、おうかがいたします。

村長 ただいまの交際費の問題であります。現実的には議長も額において村長と同等であるけれども、使用しております。これは、予算配当簿により明らかに区分しておりますので、その点よろしくお願いいたします。

横田修平議員

額において村長と同等であるけれども、使用しております。これは、予算配当簿により明らかに区分しておりますので、その点よろしくお願いいたします。

横田修平議員

横田修平議員

横田修平議員

横田修平議員

霞ヶ浦総合開発事業につきましては、県発行のしおりなどにより趣旨がよく理解できるのであります。したが、了解できない点もあつたので、今までの経過を率直に説明願います。

また、これに関連して県の協議会が何回か開かれたかと思つたので、その結果と今後北浦村に於いて、どのような利益不利益が生ずるか、村当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

村長 ただいまの質問でございしますが、堤防の問題につきましては、霞ヶ浦北浦総合開発の審議会がありまして、その席に出席したこともありますが、回数はいくつかあります。堤防の設置につきましては、いろいろ問題は数多くあると思つたけれども、国策であり、県が育て上げた鹿島港に於ける水利用というふうなことから生れて来たという問題でありまして、もちろん堤防をつくることによって、そこにはいろいろな問題が発生することは予期するに難くない状況にあります。

北浦村の堤防は、老人センターから四〇〇メートルの間が完成しまして、昭和四十七年度には六瀬地区二、〇〇〇メートル、そのうち一、〇〇〇メートルが七月ごろ始まるのではないかと見込みで、村に対してはきめ細かな話し合いはあります。問題は堤防を築くことによつて、稲作との関係が持ち込まれると思つたが、これについては、県の方から職員がまいりまして土地改良区の役員からいろいろな要望も聞き、県の考え方についても話されたやうであ

りです。その趣旨については、一般的には伝わっていないかも知れませんが、土地改良区の役員の方々はよく承知しているわけであつた。

横田修平議員

北浦村振興計画の実施計画についてお聞きします。この計画の方針において、まことに的確な客観情勢の分析検討により作成された

横田修平議員

横田修平議員

北浦村振興計画の実施計画についてお聞きします。この計画の方針において、まことに的確な客観情勢の分析検討により作成された

横田修平議員

横田修平議員

横田修平議員

北浦村振興計画の実施計画についてお聞きします。この計画の方針において、まことに的確な客観情勢の分析検討により作成された

横田修平議員

横田修平議員

横田修平議員

北浦村振興計画の実施計画についてお聞きします。この計画の方針において、まことに的確な客観情勢の分析検討により作成された

横田修平議員

横田修平議員

横田修平議員

北浦村振興計画の実施計画についてお聞きします。この計画の方針において、まことに的確な客観情勢の分析検討により作成された

横田修平議員

横田修平議員

横田修平議員

北浦村振興計画の実施計画についてお聞きします。この計画の方針において、まことに的確な客観情勢の分析検討により作成された

横田修平議員

横田修平議員

横田修平議員

防音校舎

近く着工

明るい鉄筋校舎に

現校舎の裏
を整地・建設

長年の懸案であった新
城小学校の防音改築工事
が、いよいよ八月より着
工の予定で、
すでに敷地は、現校舎
の裏に地元地主の協力に
より確保し、造成が完了
しました。

着工が予定されている
校舎は、第一期工事の本
年は八二〇平方メートル、普通
教室二、特別室二のほ
か職員室、応接室、放
送室があります。

青少年に

善行賞を

よい行ないをたたえる運動

住みよい郷土を建設す
るためには、県民すべてがおたが
いに愛しい協力しあうて行くこ
とが必要です。

そこで、とくに青少年の善意や
親切心を伸ばしていくことを目的
とし、よい行ないをした青少年
(満七才から満十八才)に善行賞
と記念のバッジをおくり、その善

行をたたえることになりました。

「よい行ない」とは

●危険をかえりみず人の生命や財
産を守ったもの。

●奉仕活動を積極的にかつ、継続
的に行なっており地域社会の人
たちの感謝のまこととなっている
もの。

●小さな善行でもたえずくりかえ
し、地域社会の人たちの感謝の
まこととなっているもの。

●その他、右に準ずるもので、善
行青少年としてたたえることが
適当なもの。

推せんと決定

●善行青少年がいたときは、いつ
でも、どなたでも村や教育委員
会、学校又は警察署などに知ら
せてください。

●一般の方から知らせのあった青
少年や、それらのグループが善
行青少年と認められた時には、
県へ推せんし、県より善行賞を
交付します。

道路工事の
お知らせ

お知らせ

●舗装工事
(成田・長野江線)
・延長 一五七〇メートル
・中員 四・〇日

・工期 七月十日より八十日間
・請負業者 水戸市 昭和道路工業(株)
・請負金額 千五百二十五万円
(南高岡・緒沢線)
・延長 一三六〇メートル
・中員 四・〇日
・工期 七月二十六日より
・請負業者 伊東建設(株)
・請負金額 九百三十万円
(金屑道)
・延長 二二九三メートル
・中員 五・〇日
・工期 七月十日より百五十日
・請負業者 村内 須賀工務店
・請負金額 九百五十万円



本年も改良7.2km、舗装11.2km
を実施します。

家族みんなで加入しましょう
茨城県民交通災害共済に

村民みなさん、県民交通災害共済に加入しまし
たか、いつ、どこで、だれが交通事故にあうかわか
りません。万一にそなえて加入しましょう。

……制度のあらまし……

※共済掛金……1年500円・中学生以下…300円

※共済期間……申し込んだ日の翌日から1年間

※申込受付……北浦村役場住民課窓口まで

災 害 区 分			見舞金額
①	死亡した場合		500,000円
②	治療日数96日以上の場合		100,000円
③	" 48日以上 "		50,000円
④	" 16日以上 "		20,000円
⑤	" 8日以上 "		5,000円
⑥	" 3日以上 "		2,000円
身障見舞金(1級2級身体障害)			100,000円

相続税のあらまし

その一

【相続税とは】

人が死亡すると、その人が持つ
ていた財産や債務を相続人が引き
継ぎます。このことを相続とい
います。

相続人は、ふつうは死亡した人
の配偶者と子です。子がいないと
きは、配偶者と兄弟姉妹(父母や
祖父母)です。

子も直系属もないときは、
配偶者と兄弟姉妹が相続人とな
ります。

また、相続開始前に子が死亡し
ていて、孫がいるときは、孫は子
と同じ立場で、相続人となります。
遺産の分けかたは、相続人の間
で自由にきめてよいことになっ
ていますが、民法では法定相続分
としてつぎのような割合を定め
ています。

一、相続人が配偶者と直系属の場合、
配偶者は三分の一、子は三分の
二

二、相続人が配偶者と直系属の場合、
配偶者は二分の一、直系属は
二分の一

三、相続人が配偶者と兄弟姉妹の
場合、
配偶者は三分の二、兄弟姉妹三
分の一

なお、同順位のもの(たとえば、
子、直系属または兄弟姉妹)が
数人いるときは、前申した場合
さらに、それらの者が均等に分
けることになっています。

【相続税の計算】

相続と遺贈(遺言による贈与)
によって、財産を取得したときは、
相続税がかかります。相続税の計
算はつぎのようにして行ないます。

一、まず課税される遺産総額を算
出します。遺産総額から遺産にか
かる基礎控除と遺産にかかる配
偶者控除額を差し引きすると、課税さ
れる遺産総額が計算されます。

①遺産にかかる基礎控除額は、
八十万円に相続人の数をかけた金
額と四百万円を合計した合計額で
す。

②遺産にかかる配偶者控除額は、
相続人のなかに、被相続人(死亡
した人)との婚姻期間が十年をこ
える配偶者があるときに受けられ
るものです。

配偶者控除は、四十万円に婚姻
期間から十年を差し引いた年数を
かけた金額ですが、四百万円が限
度です。

配偶者の税額控除額は原則とし
て被相続人の遺産総額(この額が
三千万円を超えるときは三千万円
とします。)を各相続人が法定相
続分に応じて取得したと仮定し計
算した場合の、その配偶者の相続
額にあたる金額です。

したがって、遺産総額が三千万
円以下で、配偶者が法定相続分以
内の財産を相続したときは、その
配偶者は相続税を納めなくてもよ
いことになります。
また、配偶者が(1)被相続人との

婚姻期間が十年以上あって(2)相続
税の申告期限(被相続人が死亡し
た日の翌日から六ヶ月以内)まで
に遺産が分割されており(3)相続税
の申告書を申告期限内に提出して
おれば、その配偶者の税額控除額
は、二百万円に婚姻期間から十年
を差し引いた年数をかけた金額に
一千万円を加えた金額によること
ができます。

この場合は、配偶者と被相続人
との婚姻期間が二十年以上あり、
三千万円までの財産を相続したと
きその配偶者は相続税を納めなく
てもよいこととなります。

未成年者の税額控除額は、一百万
円に未成年者が二十歳に達するまで
の年数をかけて算出した金額です。
身心障害者の税額控除額は、一
万円(特に特別障害者の場合は三
万円)に、障害者が七十歳に達す
るまでの年数をかけて算出した金
額です。

郵便(通常)預金の
利子記入について

通常貯金の利子は、貯金の原簿
を保管している地方貯金局で毎年
三月末日を区切って計算し、これ
を元金に加えていきます。この利子
の記入を郵便局に請求する方法に
は次の二つの方法があります。

(一) 貯金通帳をお手元においたま
まの請求……郵便局の窓口へ通
帳をお持ちになり、利子の通知
をしてもらうよう申し出になります。
また、約一週間後に原簿を保管
している地方郵便局から利子の
通知書が届けられます。この
通知書と貯金通帳を郵便局にお

持になりますと、利子の記入を
いたします。

(二) 貯金通帳を提出して請求……
貯金通帳を郵便局へ提出されま
すと、郵便局から貯金原簿を保管
している地方貯金局へこの通
帳を送付し、地方貯金局で利子
を記入のうえ通帳をお返しする
方法です。

これらの利子記入の請求は、郵
政局の窓口へ申し出られるだけで
よく、請求書の記載、印かんは必
要ありません。

備えあれば
憂いなし

広報のしおり

毎年のことですが八月から九月
にかけて、二つ三つ大きな台風
がやってくるものと覚悟しておか
なければなりません。

日本全体からみれば、本土に上
陸する台風は、この八月がいちば
ん多く、来襲しています。

台風は、はじめは弱い熱帯性低
気圧として、南の海上に発生し、
しだいに発達して域内の最大風速
が十七メートル以上になると台風
と呼ばれます。発生した台風が本
州の南海上を北西に進んでいると
きは時速二十キロ程度ですが、転
向点を過ぎて北東に向きをかえ
ると速度が早くなり、四十キロぐ
らになるのが普通です。この転向
点の位置によって、台風が日本に
上陸するかどうかが、ほぼ見当が
つくわけです。

台風対策については、どちらの
ご家庭でもいろいろ研究されてい
ることでしょうが、案外わすれが
ちな、トランジスタラジオや懐
中電灯の電池の用意です。充電式
のものでしたら今のうちに差しこ
んでおきましょう。ローソク二、
三本は買い足しておきたいもので
すが、お買い物のついでに心がけ
ておきましょう。

みんなの力で

よい社会環境を

——青少年環境整備条例——

次の世代をになう青少年が人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられることはすべての人たちの願いであります。

青少年のための環境整備条例とは、青少年を健全に育成するために青少年のためによい環境をつくり、青少年を環境から守ることをねらいとしています。

この条例によって青少年のためのよい環境をつくるためには県民すべての新たな自覚と決意が必要であり青少年のために深い愛情が必要です。

みんなの力で青少年のため

よい環境をつくりましょう

◆よい本やよい映画を見せるようにしましょう

情操を高め、正しい知識と教養を深め社会人として良識を養成することは成長期にある青少年にはきわめてたいせつなことです。そのため、よい映画・演劇・音楽やよい本を与えることが必要であります。

◆悪い興行や悪い本を見たり読んだりさせないようにしよう。

◆よくない広告物はかかげないようにしましょう。

範囲です。

戦死場所等

調査について

軍の機密保持等の事由から死亡公報中戦没者の死亡場所の細部を明らかにしないまま遺族に死亡を告知したものがあります。このことは、道義的にも放置できない事柄ですので、今後において死亡場所の細部を調査し、遺族に連絡することとしたものです。

死亡公報の補完を要する対象は死亡告知のさい死亡場所の細部を明らかにされなかった方は、次の

手続きは役場住民課へ印かん、死亡公報の写（保管してある場合）を持参して請求して下さい。くわしいことは役場住民課へお問い合わせください。

最近の映画や本や広告のなかには、暴力や性的場面を露骨に表現して、青少年の感情を刺激して、青少年の非行化に大きな影響を及ぼしているものがあります。

◆あぶない刃物やがん具などは持たせないようにしましょう。

◆青少年がナイフで人を刺したりおもちゃのピストルや忍者遊びの手裏剣で失明したりなどの事例があります。

◆青少年に有害行為をさせないようにしましょう。

桃色遊戯、とばく、飲酒、喫煙暴行及びボンド、シンナー、各種の不正使用はさせないようにし、このようなことが行なわれる場所を提供したり周旋したりしないようにしましょう。

◆夜遊びなどさせないようにしましょう。

夜学、夜勤、又は突発的な用事などのほか深夜は外出させないようにしましょう。

公害苦情相談員の

設置について

茨城県では、公害に関する苦情を処理する公害苦情相談員を設けました。公害苦情等がありましたら次の相談員へご相談ください。

県環境局環境指導課

長谷川 文男

大気保全課

岡本 久四郎

長谷川 洋一
水質保全課

市村 勇二

鉾田保健所

島田 俊彦

なお、役場調査企画室においても、従来とかわらずご相談に応じています。

若い力を治安のために

ただいま警察官募集中ノ

犯罪のない明るい社会を守る警察では、いまあなたのフレッシュなセンスと、豊かな能力を持っています。

給与もよく、被服類も支給されさらに実力次第で、上級幹部に昇進できます。

◆申込期間

七月三日～十月七日

◆採用予定人員

茨城県男子警察官 約八十名

〃女子 〃 約十名

警視庁男子 〃 約二十五名

千葉県男子 〃 約十名

埼玉県男子 〃 約五名

神奈川県男子 〃 約五名

◆受験資格

昭和四十八年四月一日現在で十八歳以上二十八歳未満の方。学歴は問いませんが、高校卒程度の学力を有する方。

◆試験の日時

第一次試験 十月八日（月）

◆採用予定日

昭和四十八年四月一日

◆受験申込み

申込用紙は、駐在所・警察署に

ありますからお問い合わせ下さい。

電気の知恵

◆夏は電気事故の多い季節です。事故のないよう、十分注意して電気を上手に使用しましょう。

◆電気はぬれた手や汗ばんだ手でさわることは禁物ですから、よくふいてとりあつかいましょう。

◆家庭電気の「玄関番」安全器に針金や銅線を入れるとたいへん危険です。正しい十五アンペアのヒューズを入れましょう。

◆正しいヒューズはお近くの東京電力サービスステーションで差上げます。

◆ビニールコード引き配線は、傷がつきやすく、おもわぬ事故がおこりがちです。正しい配線で安心して電気を使用しましょう。

毎週水曜日は

「心配ごと相談」の日

- ◆午後1時から4時まで
- ◆北浦村公民館相談室
- ◆相談内容（交通事故・農地問題等なんでもけっこうです。）